

健康保険組合から一部負担金等の徴収猶予のお知らせ

—令和 8 年熊本地震にて被災された皆様へ—

ジェイアールグループ健康保険組合

このたびの令和 8 年熊本地震において被害にあわれた被保険者又は被扶養者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震で被災された健康保険組合の被保険者及びその被扶養者の方には、次のような特例措置を講じていますので、お知らせいたします。

被災地にて被災をされた方は、医療機関等の窓口での自己負担額（原則 3 割部分）の支払いがいったん猶予され受診した際に支払を求められることはありません。

1. 対象者の要件

令和 8 年熊本地震による災害発生時に 2(1)に掲げる市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転居した場合を含む）被保険者及び被扶養者で、かつ、2(2)の①～③の被災状況のいずれかに該当する者であること。

2. 適用となる市町村及び対象となる被災状況

(1) 適用となる市町村

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村

(2) 適用となる対象者

上記適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転出した場合を含む）当健康保険組合の被保険者又は被扶養者で、令和 8 年熊本地震による被災により、次の①～③のいずれかの状態となった被保険者及び被扶養者であること。

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした状態

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った状態

③主たる生計維持者の行方が不明である状態

※入院・入所時の食事・居住費などは、お支払いいただく必要があります。

3. 実施期間

令和 8 年 11 月末日まで

ご不明な点などございましたら、当健康保険組合までご連絡下さい。

【お問合せ先】ジェイアールグループ健康保険組合
健保事務センター TEL：03 - 5334 - 1029